

逸脱的ノラ文の 他動性 と 対比性

著者	天野 みどり
雑誌名	大妻国文
巻	50
ページ	1-18
発行年	2019-03-16
URL	http://id.nii.ac.jp/1114/00006843/

逸脱的ノヲ文の〈他動性〉と〈対比性〉

逸脱的ノヲ文の
〈他動性〉と
〈対比性〉

天 野 み ど り

0. はじめに

他動詞構文の中には以下の下線部のようにヲ句が節となる場合がある。

(1) 三人が話を中断させようとするのを火村は許さない。(『本格』)

(1) は、①〈三人が話を中断させようとする〉コトと②〈火村が許さない〉コトという二つの事態が、[Aガ+Bヲ+他動詞述語句]という他動詞構文形式に、[火村ガ+ [三人が話を中断させようとするのヲ①] +許さない②]という関係で組み込まれ、「火村」からコト①への他動的な一つの動きとしてまとめられ言語化されたものである。(1)は、次の(2)のような他動詞文と比べ、ヲ句がコト拡張(1)した関係にあるものとみることもできる。

(2) 火村は三人を許さない。

つまり、(1)のようなノヲ節+主節述語句の形式を持つ文(以下ノヲ文)は、対象となるヲ句が事態を表す点で(2)のような他動詞文とは異なるが、動作主から対象への他動的意味は保持されていると言える。

他方、申(2017)は、こうしたノヲ文の中には単にノヲ節事態と主節事態の対比を表すだけで他動的意味が希薄になっている〈同時的対比〉用法があるとした。

(3) 日本ではあまり個人の意見を言わないように教育しているのを、欧米では自分の意見を積極的に述べるように指導している。(申(2017)(26))

申(2017)は、(3)では他動詞構文を形成するヲが格助詞としての機能を

失い、ノヲというまとまりで、対比を表す接続助詞としての機能を果たしているとする。

本研究では、こうしたいわゆる〈同時的対比〉のノヲ文を考察の対象とし、他動性の希薄化について再検討する。まず、1節で申(2017)の主張するノヲ文の〈同時的対比〉の意味を吟味し、続く2節でこの種のノヲ文の意味が対比を表す他の形式(ノニ対シテ文)の意味とどのように異なるかを考察する。3節では申(2017)の〈同時的対比〉のノヲ文の他動性をヤコブセン(1989)の他動性意味原型の観点から再考し、この種のノヲ文が、派生元の他動詞構文とどのような関係にあるかを明らかにする。

本研究は、いわゆる〈同時的対比〉のノヲ文の考察を通し、発話者が他動詞構文の鋳型を用いて外在世界・内在世界の事象を主体的に意味づけること、言語化のために選ばれた構文は、発話者が事象をどのように捉えたかを示すものであることを明らかにしようとするものである。

1. 申(2017)のノヲ文の〈同時的対比〉の意味

1. 1 申(2017)の主張の研究史上の位置づけ

申(2017)の挙げる〈同時的対比〉の例とは以下の(3)～(7)である。

(3) 日本ではあまり個人の意見を言わないように教育しているのを、欧米では自分の意見を積極的に述べるように指導している。(申(2017)(26))

(4) たとえば、ソニーがはじめてテレビに取り組んだとき、ソニー以外は世界中がみなシャドウマスク方式だったのを、うちだけはクロマトロン方式をとったのです。(申(2017)(7))

(5) 『暗殺の年輪』で紹介されているところを引用すると…中略…実際の鶴ヶ岡城は平城であったのを、五層の天守閣と立派になっている。

2

(申(2017)(24))

(6) 厳格なペースで貫かれているテンポをベートーヴェンが作品三十一の根底に置き、それを前提にして作曲しているのを、グルダは、このソナタにとっては特性となっている細部を暗示してみせてくれそうにもみえる。

(申 (2017) (33))

(7) しかしそんなことよりも、いまや敵の無差別爆撃に、戦闘員ならぬ女子どもまでが殺されていくのを、軍人である自分が、なす術もなく手をこまねいている。
(申 (2017) (34))

まず、考察に先立ち、これらは自然さに欠けると判断されるような例文群であることを確認しておきたい。(3)～(5)の三文に関して母語話者に対する許容度調査⁽²⁾を行ったところ、自然さの最高点を2点、最低点を0点としたスケールで、被調査者の判断の平均値は(3)0.78点、(4)0.96点、(5)1.57点であった。いずれも人によってやや不自然、あるいは全く不自然で許容できないと判定する場合もある例文であることがわかる。違和感がありながらも実例として散見されるこれらの例文群は、一回限りの個人的な誤りではなく、現代語において進行する他動詞構文の変化や意味拡張の方向性を示唆する可能性がある。本研究では、これらの例文群を、慣習化された他動詞構文から逸脱した特徴を持つがゆえに不自然さがあり、独立した用法として完全に定着しているとは言えない、変化・拡張の途上にあるものと捉える。

これらに見られる他動詞構文からの逸脱的な特徴とは、ノヲ節と統語的關係を結ぶ主節述語句が存在しないということである。例えば(4)では、ノヲ節の後続に第二のヲ句「クロマトロン方式を」が出現し述語句「とった」と統語的關係を結ぶため、ノヲ節のヲが格助詞だとすると、その結びつき先である他動詞述語句が主節に存在しないことになる。また、(5)では、主節述語句「(立派に)なっている」は自動詞であり、これもノヲ節のヲが格助詞だとすると結びつき先として適格ではなく、逸脱的特徴を示すものと言える。

こうした逸脱的な特徴を持つノヲ文を考察の対象とする先行研究には、寺村(1982)・レーバンクー(1988)・黒田(1999)・加藤(2006)(2013)・天野(2010)(2011)などがある。天野(2011)は、ノヲと統語的關係を結ぶ他動詞述語句が主節に顕現していなくても、ノヲ節で表される事態の方向性を遮るような他動的な意味〈對抗動作性〉が主節述語句に創造的に解釈されるとした。

(8) 二人がそれを手帳に写しとろうとするのを、じれったそうに手をふって、
「いいんだよ、それは持ってお行き。こっちにゃ住所の控えはあるから」

逸脱的ノヲ文の
(他動性)と
(対比性)

(レーバンクー (1988) p.83)

この場合、〈じれったそうに手をふる〉というコトが〈二人がそれを手帳に写しとろうとする〉コトを遮る行為であると解釈される。つまり、天野 (2011) は、逸脱の特徴を持つノヲ文も、不自然さがありながらも派生元の他動詞構文の持つプロトタイプの意味を推論により補い、意味的な他動関係を創造的に解釈することにより成り立つものとしたわけである。

これに対し、申 (2017) は、天野 (2011) が〈對抗動作性〉を持つとして一括した逸脱的なノヲ文の中に、さらに他動性が希薄になり拡張の進んだ類として〈同時的対比〉用法の類があることを指摘したことになる。

〈同時的対比〉用法が、〈對抗動作性〉を持たない、すなわち他動性が希薄化しているとする申 (2017) の根拠は、二事態間の〈時間的継起性〉の欠落と、〈主節事態の意図性〉の欠落の二点に集約できる。また、その欠落の証左として、ノヲ節と主節事態の入れ替えが可能であることが示されている。

特にこの入れ替え可能性は重要である。ヤコブセン (1989) はプロトタイプ理論の立場から日本語の様々なヲ句文を考察し、どのヲ句文にも共通するものとして、「二つの関与物のうち、一方(ガ句で表される関与物)が他方(ヲ句で表される関与物)に対して支配的立場にある」という、「最低保たれていなければならない意味要素」が認められることを述べている (p.225, 括弧内は天野注)。ガ句とヲ句に支配的關係すなわち非対称性があるならば、これを入れ替えることはできないはずである。申 (2017) の入れ替え可能の指摘は、ヤコブセン (1989) の示す他動詞構文として最低保有すべき意味要素を欠いていることを示すものであり、〈同時的対比〉用法のヲ句文が他動詞構文ではないこと⁽³⁾の決定的な証拠なのである。

1. 2 ノヲ節事態と主節事態の入れ替え可能性の再検討

- 4 以上をふまえ、申 (2017) の指摘する入れ替え可能性を再検討してみたい。〈同時的対比〉用法とされるノヲ文の意味を考察するに際し、特に〈時間的継起性〉〈主節事態の意図性〉の二つの観点に留意する。この二つの観点からすると、天野 (2011) の〈對抗動作性〉という意味は、既定のノヲ節事態を対象

として主節事態が意図的にその対象へ向かう他動的意味であり、ノヲ節事態は時間的に先行し主節事態は後行するものと記述できる。これに反し、申（2017）によれば、〈同時的対比〉用法の（3）～（7）は両事態の時間的前後関係が問題にならず、「支配的關係が弱くなり、他動的な關係がなくなる」ものだとされる（p.84）。その証左が（3）～（7）のノヲ節・主節の二事態を入れ替えてもほぼ同じ意味を表す現象だというわけである。

まず、他動性を持つ通常の他動詞構文では入れ替え不可能であることを（9）（9'）で観察しておく。

（9） 田中が抗議するのを山田が笑った。

（9'） 山田が笑うのを田中が抗議した。

（9）は、〈田中が抗議する〉というノヲ節事態が先行して生起しており、その既定事態に対して意図的な〈山田が笑う〉という主節事態が生起したことを表す。これを逆に付置した（9'）では、〈山田が笑う〉というノヲ節事態が先行して生起したことを示し、その既定事態に対して意図的な〈田中が抗議する〉という主節事態が生起したことを表している。つまり、（9）と（9'）とでは、〈田中が抗議する〉事態と〈山田が笑う〉事態のどちらが時間的に先行するか、どちらの動作主の他動的動作性が表されているか（＝どちらが対象か）が異なり、それぞれの文の表す意味は全く異なるということ、従ってノヲ節事態と主節事態に〈非対称性〉があり、入れ替えが不可ということである。

では、申（2017）の指摘する〈同時的対比〉用法の例文はどうだろうか。

（3） 日本ではあまり個人の意見を言わないように指導しているのを、欧米では自分の意見を積極的に述べるように教育している。（申（2017）（26））

（3'） 欧米では自分の意見を積極的に述べるように教育しているのを、日本ではあまり個人の意見を言わないように指導している。（申（2017）（29））

（3）は、〈日本では（教育者が）あまり個人の意見を言わないように指導している〉事態が生起するのに対し、〈欧米では（教育者が）自分の意見を積極的に述べるように教育している〉事態が生起することを表す。注意したいのは、この文では、ノヲ節事態と主節事態の、現実世界上の事態生起時が特定のでないということである。両事態の実際の生起順序は不明であり、ノヲ節事態と主

節事態とが現実世界上でそれぞれ無関係に生じたという解釈、すなわち現実世界上での二事態間の〈時間的継起性〉が無いという解釈が可能である。その解釈の場合、主節事態〈欧米では（教育者が）自分の意見を積極的に述べるように教育している〉は、意図的行為ではあるがその意図がノヲ節事態に向かうものではないということ、つまり現実世界上で主節事態の動作主〈欧米の教育者〉が意図的にノヲ節事態に対抗する動作を起こしたという意味は無いということになる。

しかし、(3)と(3')が同じ意味とは言えない。(3)は、発話者がノヲ節の〈日本では（教育者が）あまり個人の意見を言わないように指導している〉という事態を既定事態として定位し、その既定事態に反する関係にある事態として、主節事態である〈欧米では教育者が自分の意見を積極的に述べるように教育している〉コトを位置づけたことを表すものと思われる。他方、(3')は、発話者がノヲ節の〈欧米では教育者が自分の意見を積極的に述べるように教育している〉事態を既定事態として定位し、それに反する事態として、主節事態〈日本では教育者があまり個人の意見を言わないように指導している〉コトを位置づけ、その非対称的な関係性を言語化したものと考えられる。

ここでは、発話者の認識世界上で、既定的前提となる事態とそれに反する関係にある事態という非対称性が付与され言語化されているのである。つまり、(3)と(3')は、時間軸上に生起する現実世界上の事態関係として〈対抗動作性〉の認められない二つの事態について、発話者の認識世界上で、どちらが既定事態で、どちらがそれに反する事態として位置づけられるかを表し分ける、それぞれ別の意味を持った文なのである。働きかけとその影響による変化という関係性が現実世界では認められない二つの事態を、発話者の捉えにより非対称的に関係づけ他動詞構文の鑄型を用いて示したものであると言える。このような認識世界上の意味についてもヤコブセン(1989)の言う、どの他動詞文にも最低限保持される支配的關係性が認められると言わなければならない。

このように、作業仮説として、時間軸上に生起する現実世界上の事態関係と、現実の時間軸上には生起せず発話者の認識世界上に想定される事態関係を、とりあえず分けて観察していくことにしよう。⁽⁴⁾

また、現実世界上の時間の流れとして把握される先行事態・後行事態の非対称的關係は、認識世界上の事態間においても、既定事態とその既定事態に基づいて位置づけられる事態という非対称的關係として認められる。既定性という概念は、中右（1981）に依拠することにする。

- (10) ある事柄の知識（概念、命題）が、発話の時点に先立って、あらかじめ確定した話題として、話し手の意識のなかにあるとき、その知識は既定的である。 （中右（1981）p.426）

以下、現実世界・認識世界、既定性という概念を用いて、さらに申（2017）の例文を検討してみる。

- (4) たたとえば、ソニーがはじめてテレビに取り組んだとき、ソニー以外は世界中がみなシャドウマスク方式だったのを、うちだけはクロマトロン方式をとったのです。 （申（2017）（7））

- (4') たたとえば、ソニーがはじめてテレビに取り組んだとき、うち（ソニー）だけはクロマトロン方式をとったのを、ソニー以外は世界中がみなシャドウマスク方式だったのです。⁽⁵⁾

これらも、いずれも逸脱の特徴があり特に（4'）はかなり創造的な意味解釈が必要であるが、（4）の場合、〈ソニー以外の世界中がみなシャドウマスク方式だった〉というノヲ節事態は、「だった」でも示されるように既に生起した既定的状態として表されている。そのような、世界中に既に拡がっている状態を破るような生起順序で、〈ソニーだけはクロマトロン方式をとった〉という行為が起こされたと解釈できるだろう。つまり、このノヲ節事態と主節事態の間には、ノヲ節の表す既定事態と、その流れを遮る、主節の表す「ソニー」の意図的な〈対抗動作〉事態という関係性が解釈され、〈時間的継起性〉、および、ヤコブセン（1989）の支配的關係性が保持されていると言えるのである。

ただし、この場合、主節事態の動作主「ソニー」の意図が、ノヲ節事態に向かったものだったのか、あるいはノヲ節事態とは無関係な意図的行為であり、7
両者の支配的關係性を発話者が想定しただけなのかはわからない。しかし、そのいずれにせよ、支配的關係性があることには変わりない。

これに対し、ノヲ節・主節を逆にした（4'）はどうだろうか。（4'）を文と

して成り立たせるのはかなり苦しいが、(4) との関係を考えてせずに単独で解釈して成り立つ意味を考えるとすれば、ノヲ節の〈うち(=ソニー)だけはクロマトロン方式をとった〉という事態が既に生起している事態として解釈され、クロマトロン方式をとった後に気づいてみたら、それに反するように〈ソニー以外は世界中がみなシャドウマスク方式だった〉という解釈が可能ではないだろうか。つまり、発話者の認識の順序として、先行する事態はノヲ節事態なのであり、その後に主節事態が、ノヲ節事態に対抗する事態として把握されたことを表しているという意味である。⁽⁶⁾あるいは、発話者がノヲ節事態を既定事態として定位し、それに反する事態として、ソニー以外の方式を位置づけたと解釈できるかもしれない。この場合、現実世界上に生起した時間順序で言えば、主節事態の〈ソニー以外は世界中がみなシャドウマスク方式だった〉コトは既に起こっており、ノヲ節事態〈うち(=ソニー)だけはクロマトロン方式をとった〉コトが後に起こったはずである。しかし、発話者の認識世界上では、ノヲ節事態が認識的位置づけの前提となる既定的な先行事態、主節事態はそれに反するものとして位置づけられる後行事態なのである。

意図性の観点で考察すると、(4') の主節事態〈ソニー以外は世界中がみなシャドウマスク方式だった〉の表現は状態述語文であり意図性が無い。この状態を生み出した、世界中がシャドウマスク方式をとったという行為が想定されるが、それにしても、その行為の意図性はノヲ節事態に向かったものではない。発話者の認識世界上、主節事態が、ノヲ節事態に対抗する関係にあるものと見なされているに過ぎないのである。

以上をまとめると、(4') は、発話者の認識世界の事態関係として、ノヲ節事態と主節事態とが被支配・支配の関係に捉えられていることを表すのであり、(4) と入れ替え不可能な、異なる意味を表すものであるということである。

同じことが(5)(5')にも言える。

- 8 (5) 『暗殺の年輪』で紹介されているところを引用すると…中略…実際の鶴ヶ岡城は平城であったのを、五層の天守閣と立派になっている。

(申(2017)(24) p.81)

- (5') 『暗殺の年輪』で紹介されているところを引用すると…中略…五層の天

守閣と立派になっているのを、実際の鶴ヶ岡城は平城であった⁽⁷⁾。

(5) は、ノヲ節事態〈実際の鶴ヶ岡城は平城であった〉コトが既定事態として現実世界上先行し、それに対して、藤沢の小説上では〈五層の天守閣と立派になっている〉コトが表されている。この場合、主節事態は状態変化の自動詞述語で表され、動作主の意図性は表されていない。小説の作者が意図的に〈対抗動作〉を起こし立派に描いたというよりも、発話者が、〈五層の天守閣と立派になっている〉コトを既定事態に反するものとして捉えたことを表していると解釈されよう。この場合は、現実世界上の事態の生起順序として、ノヲ節事態が先、主節事態が後という〈時間的継起性〉も認められるわけだが、さらに、発話者の認識としての、既定的なノヲ節事態を対象とした主節事態の対抗関係性という、現実世界上には無い被支配・支配の論理的关系性が付与され他動詞構文で言語化されたと言える。

これに対し、(5') はどうだろうか。(5') を成り立たせる解釈も困難だが、小説上では〈五層の天守閣と立派になっている〉コトが既定的事態であり、発話者の認識上、その後に〈実際の鶴ヶ岡城は平城であった〉コトに気づいたという意味が解釈できそうである。この場合、現実世界上の事態生起の順は、平城が建てられたことが先、五層の天守閣とされたことが後であるが、(5') の意味は、発話者の認識世界上の先後関係として、五層の天守閣と認識したことが先、平城であったと認識したことが後なのである。そして、その発話者の認識世界上、先に認識した〈五層の天守閣と立派になっている〉コトに反しての〈実際の鶴ヶ岡城は平城であった〉コトという捉え、すなわち、被支配・支配関係の捉えが、他動詞構文により言語化されたものと言える。従って、この(5) と (5') も入れ替えが不可能な、非対称性が認められるということである。

さらに申(2017)には〈同時的対比〉の例として(6)(7)が挙げられているが、入れ替えを施した例文の記述と意味分析が無い。本研究の立場からこれらも再検討してみると、(6) は発話者が〈ベートーヴェンが作曲した〉コトを既定事態として〈グルダが演奏する〉コトを位置づけるものと解釈されるし、(7) は〈軍人が何もできずに手をこまねいている〉コトが、軍人の女こ

どもに向かう積極的意図ではなくても、〈女こどもまでが殺されていく〉コトに対する行為として解釈され、他動関係が認められる。

(6) 厳格なペースで貫かれているテンポをベートーヴェンが作品三十一の根底に置き、それを前提にして作曲しているのを、グルダは、このソナタにとっては特性となっている細部を暗示してみせてくれそうにもみえる。

(申 (2017) (33))

(7) しかしそんなことよりも、いまや敵の無差別爆撃に、戦闘員ならぬ女こどもまでが殺されていくのを、軍人である自分が、なす術もなく手をこまねいている。

(申 (2017) (34))

このように、本研究の再検討によれば、申 (2017) の〈同時的対比性〉の例文はいずれも申 (2017) の分析とは異なりノヲ節と主節とを入れ替えると意味の異なりが生じるような、非対称性を持つものということになる。

なお、本節では入れ替え文との意味の異なりを内省により記述してきた。この記述の妥当性は、逸脱的ノヲ文の実例ではノヲ節述語句は「～だった」等の確定的表現が多く、また、主節述語句は動作性述語に限定されるという特徴により支持される。注 (5) (7) で述べたように、申 (2017) はノヲ節事態と主節事態とを入れ替えた文を作例する際、成立に関わる制約を理由として、ノヲ節述語句・主節述語句に変更を加えているが、そのような変更が必要であることこそ、非対称性が存在することの証拠なのである。

2. ノニ対シテとどのように異なるか

申 (2017) は〈同時的対比〉用法のノヲはノニ対シテと置き換え可能であることから他動性の希薄化を論じている。

(11) ソニー以外は世界中がみなシャドウマスク方式だったのに対して、うちだけはクロマトロン方式をとったのです。

(申 (2017) (35))

10 (12) 日本ではあまり個人の意見を言わないように指導しているのに対して、欧米では自分の意見を積極的に述べるように教育している。

(申 (2017) (36))

しかし、ノヲをノニ対シテに置換可能なことは、ノヲ文の他動性の希薄化を

証明したことにはならない。1. 2で挙げた、ノヲ節事態と主節事態の入れ替え不可能な、他動性を持つ(9)(9')のノヲも、ノニ対シテに置換可能である。

- (9) 田中が抗議するのを山田が笑った。
- (13) 田中が抗議するのに対して山田が笑った。
- (9') 山田が笑うのを田中が抗議した。
- (14) 山田が笑うのに対して田中が抗議した。

(13)(14)のノニ対シテは他動行為の向かう対象を表していることがわかる。ノニ対シテには対称的な〈対比〉だけではなく非対称的な他動行為の対象を示す用法もあるのである。従って、(11)(12)のノニ対シテも他動の向かう対象を明示している可能性がある。

本研究では、ノニ対シテの用法の中にノヲに置換できないものがあることを示し、両者の意味の違いを考えたい。以下の(15)～(18)はノニ対シテとノヲの違いを明らかにするために行った許容度調査の結果である。⁽⁸⁾前述の(3)～(5)の許容度調査と同様、自然さの最高点を2点、最低点を0点としたスケールで被調査者の判断の平均値を算出し、例文番号の後に記す。

- (15)(1.78) A君の身長が110cmであるのに対して、B君の身長が100cmである。
- (16)(1.63) 昨日の気温が25度だったのに対して、今朝の気温が26度だ。
- (17)(0.03) A君の身長が110cmであるのを、B君の身長が100cmである。
- (18)(0.06) 昨日の気温が25度だったのを、今朝の気温が26度だ。

(15)(16)が示すように、ノニ対シテの文の許容度はかなり高い。⁽⁹⁾それに比べて、そのノニ対シテをノヲに置換した(17)(18)の許容度はかなり低く、非文といってもよいほどの結果である。

これらの例文に含まれる二つの事態は、いずれも名詞述語で表される静的な性質・状態であり、意図性や変化性が無い。(15)(16)が示すように、ノニ対シテは、こうした静的な二つの事態を一つの共通観点((15)は身長観点、(16)は気温観点)でまとめ対比的に表すことが可能である。ノニ対シテには、(13)(14)のような非対称的な関係にある二事態をつなげる場合の他に、事態の意図性や変化性の有無にかかわらず、共通観点で対称的な関係にある二事態を対比的に表す場合があることがわかる。

他方、(17) (18) が示すように、ノヲの場合には意図性や変化性の無い二つの静的事態を対比的に表すことはほぼ不可能である。これは、ノヲが、派生元である他動詞構文の持つ非対称性の意味を引き継いでいることの現れだと思われる。本研究が示してきたように、ノヲが〈同時的対比〉を表すように見える場合も非対称性が解釈できるのであり、ノヲには全く対称的である二者の対比を表す用法は無いと言える。(17) (18) のような意図性・変化性の無い二つの静的事態を一文にまとめ上げるような場合、すなわち、二つの事態間に、現実世界であれ認識世界であれ、非対称的な他動性を創造的に解釈する余地が無い場合には、文として成り立たない。ノヲが表す対比性は、他動性に付随して二事態間に認められる意味だと考えられるのである。

典型的な他動性の意味の中に既に対比性の意味は含まれる。例えば、逸脱的なノヲ文の派生元と考えられる他動詞構文の表す〈對抗動作性〉の中に、ノヲ節事態と主節事態の対比性が含まれることを観察しよう。以下の(19)には〈写し取る〉事態と〈遮る〉事態が對抗的関係にあるが、この対抗性は、二つの事態の共通観点の元での対抗性であり、行為の実現と行為の阻止という対比的意味合いが解釈できる。

(19) 手帳に写し取ろうとするのを遮った。

このように、派生元の他動詞構文に既に対比性が解釈できるのであり、逸脱的なノヲ文に解釈される対比性も、派生元から引き継いだ他動性の意味に含まれるものと考えられる。

3. ヤコブセン (1989) の他動性意味原型と逸脱的なノヲ文

本研究では、現実世界上の事態間の関係だけではなく、発話者の認識世界上の事態間の関係を考慮することで、申 (2017) の示した〈同時的対比〉用法にも非対称性が認められ、ノニ対シテの対比とは異なることを述べた。しかし、¹² 本研究で示したような非対称性が認められたとしても、それを他動性とみなすかどうかで申 (2017) とは見解が異なるのかもしれない。申 (2017) は、現実世界上の〈時間的継起性〉や、ノヲ節事態に向かう意図性のある〈對抗動作

性)を他動性として認め、意図性があったとしてもノヲ節事態に向かわない意図的行為であり、現実世界上の〈時間的継起性〉の無い、認識世界上の、発話者の捉えとしての論理的な二事態間の先後関係や非対称性は、他動性として認めないという立場なのかもしれない。

連続した他動的現象のどこで区切り、どのように他動性の有無を認定するかは、本研究にとって本質的な問題ではない。申(2017)と本研究とで他動性認定の立場が異なっている、申(2017)で指摘されたように他動性に関する特徴が多岐に渡るものであることに変わりはなく、その連続性を捉えることこそが重要だと考える。ヤコブセン(1989)の他動性意味原型を参照しつつ、本研究でさらに詳細となった特徴を整理しておく。ヤコブセン(1989)の他動性意味原型は、以下の通りである。

(20) ウェスリー・ヤコブセン(1989) 他動性意味原型 (p.217)

- a) 関与している事物(人物)が2つある。すなわち、動作主(agent)と対象物(object)である。
- b) 動作主に意図性がある。
- c) 対象物は変化を被る。
- d) 変化は現実の時間において生じる。

ヤコブセン(1989)はa~dの意味原型をどれだけ保有するかにより他動性の強弱があるとする。例えば、以下の(21)から(25)にいくほど意味的に中心的な他動性から遠くなるとされている(括弧内は天野によるヤコブセン(1989)の要約)。

- (21) 赤ん坊が花瓶を壊した。(意図性あり・対象物変化あり)
- (22) 音楽を聞く。(意図性あり・対象物変化なし)
- (23) 廊下を走る。(意図性あり・対象物変化なし)
- (24) 戦争で息子を亡くした。(意図性なし・対象物変化あり)
- (25) この集合が五つの要素を含んでいる。(意図性なし・対象物変化なし)

本研究の考察により、ヲ句が節である場合には以上の特徴をさらに詳細に吟味する必要があることがわかった。ここでは特にbとdについて述べておきたい。ヲ句が節である場合には、bに関し、主節事態の動作主の意図性の有無だ

けではなく、意図性がある場合にはその意図が対象に向けられたものであるかどうかとも他動性の検討事項となる。また、d に関し、ノヲ節事態と主節事態の間に認められる非対称的關係性が、現実世界の時間軸上に生じる行為とその結果の変化であるのか、現実世界ではなく、発話者の認識世界で認められるものであるのかも検討事項となる。

ヤコブセン（1989）は、対象物に変化する事態が現実世界上の事態であることを他動性意味原型として示しており、その点からすると、発話者の認識上の非対称性を持つ〈同時的対比〉のノヲ文は典型的他動性から外れる位置づけとなる。しかし、認識世界上であれ、非対称性が保たれているということは重要であり、この特徴の保有によって、他動性が全く消失してはいないと本研究では位置づける。以下、本研究で取りあげたノヲ文の一部を、b 意図性、d 実体性、逸脱の特徴の有無の三点から整理する。

(9) 田中が抗議するのを山田が笑った。

(b 意図性あり (ノヲ節事態に向かう意図性あり) / d 現実世界上での他動関係あり / 逸脱的特徴無し (ノヲの統語先あり))

(8) 二人がそれを手帳に写しとろうとするのを、じれったそうに手をふった。

(b 意図性あり (ノヲ節事態に向かう意図性あり) / 現実世界上での他動関係あり / 逸脱的特徴あり (ノヲの統語先なし))

(3) 日本ではあまり個人の意見を言わないように教育しているのを、欧米では自分の意見を積極的に述べるように指導している。

(b 意図性あり (ノヲ節事態に向かう意図性なし) / 認識世界上での他動関係あり / 逸脱的特徴あり (ノヲの統語先なし))

(17) A君の身長が110cmであるのを、B君の身長が100cmである。

(b 意図性なし / 認識世界上での他動関係なし / 逸脱的特徴あり (ノヲの統語先なし))

14 以上の記述をまとめたのが以下の表1である。二重罫線以上の(9)は逸脱性の無いノヲ節他動詞文、二重罫線以下の(8)(3)(17)は逸脱的なノヲ文である。このうち、波罫線以下の(17)は、他動性を引き継がないノヲ文であり、成立しない。(8)(3)は、特徴を異にするが、いずれも他動性を引き継

ぐ、拡張ノヲ文である。

表1 ノヲ文の他動性特徴の有無

	意図有り	ノヲ節事態に向かう意図性有り	現実世界上の非対称性有り	認識世界上の非対称性有り	逸脱的特徴無し
(9)	○	○	○	-	○
(8)	○	○	○	-	×
(3)	○	×	-	○	×
(17)	×	×	×	×	×

4. おわりに

逸脱的ノヲ文の用法として申(2017)により指摘された〈同時的対比〉用法は、現実世界上では二事態間の〈時間的継起性〉や、ノヲ節事態に向かう〈主節事態の意図性〉が無くても、発話者がそのノヲ節事態を既定事態として、主節事態をノヲ節事態に対するものとして捉え、両事態に非対称的關係を意味づけたものである。発話者がその二事態の關係を他動詞構文により表したのと言える。

申(2017)は〈同時的対比〉用法は非対称的關係の意味を持たず他動性が無いとするが、本研究によれば、他動性の無い、対称的な〈対比〉を表す用法はノヲ文には無いということになる。しかし、天野(2011)が一括した逸脱的なノヲ文の他動性には、さらに異質なものとした申(2017)の指摘は、本研究でも、現実世界上の〈對抗動作性〉ではない、発話者の認識世界上の非対称的意味關係としての他動性があると、受け継いだ。

(注)

- (1) 益岡(2013:17)は所与の構文において構造的に単純なモノ(名詞句)を構造的に複雑なコト(述語句)に置き換えることを「コト拡張」と呼ぶ。なお、(2)をモノ+ヲにした「話を中断させようとする三人を火村は許さない」は(1)と意味が異なる。この点は主要部内在型關係節の問題として別稿で論じる。
- (2) この調査は接続助詞的なノヲ・ノガの許容度を知るために2018年4月に日本語母語話者(東京の大学生)に実施したものである。この調査では、例文についての許

容度を三段階（○＝自然であり問題無く許容できる・△＝やや不自然さを感じるが許容できる・×＝不自然で全く許容できない）で判定してもらった。調査は2種類行い、第一種調査は67人、第二種調査は70人の回答を得た。調査結果は○＝2点、△＝1点、×＝0点に換算し、便宜的にその平均値をとった（小数点以下第三位を四捨五入）。例文番号の後に許容度調査の結果を示す。

(3) 申（2017）は〈同時的対比〉用法のノヲ文について「[対抗動作性]がほぼなくなり」、「他動的な意味が弱く」なったものと述べる（p.86）一方、「他動的な関係がなくなる」とも述べており（p.84）、弱化なのか全くの消失なのかで不明瞭なところもある。ちなみにヤコブセン（1989）を規準にすれば入れ替え可能ならばもはや他動性は無いということになる。

(4) 現実世界上に生起する二事態であってもそこに他動関係を認め他動詞構文で言語化するのには発話者である。現実世界上の他動関係も認識世界上の他動関係も発話者の捉えという点では同じだが、本研究でそこに区別を設定するのは、さしあたり本研究を進める上で、時空間上に事態間の影響が認められるものだけではなく認識世界上にも他動関係に匹敵する非対称性が存在することを明確にするためである。佐藤（2006）は自動詞ナルの諸用法を論じる際、語彙の意味・現実世界的意味・認識世界的意味・発話行為世界的意味の4つのレベルを設定し、現実世界的意味としての「基本的用法のナル」が、認識世界的意味としての「計算的推論のナル」、あるいは発話行為世界的意味としての「対人行為のナル」に意味拡張すると位置づける。佐藤（2006）ではこの分析が Sweetser, Eve E. (1990) の現実世界・認識世界・発話行為世界のレベルの異なりで法助動詞の多義性を説明する分析と軌を一にし、さらに、日本語の文や節の意味の議論で用いられるレベル分類とも合致するとされている。現実世界上の事態関係と認識世界上の事態関係の区別は本研究で取りあげた現象以外に適用され重要な意義を持つと思われるが、その詳細については稿を改めて論じたい。

(5) (4) のノヲ節事態と主節事態を入れ替えた文として申（2017）に挙げられているのは(4')ではなく次の(i)と(ii)である。

(i) うちだけはクロマトロン方式をとったのを、ソニー以外は世界中がみなシャドウマスク方式をとった。（申（8））

(ii) うちはクロマトロン方式だったのを、ソニー以外は世界中がみなシャドウマスク方式をとったのです。（申（28））

(i) (ii) は(4) のノヲ節と主節を入れ替えられただけではなく、いずれもノヲ節述語句「だった」が主節に置かれた場合に「とった」に変えられている（変更①）。この変更の理由はノヲ文の主節述語に動詞をとる制約があるためと注記されている。つまり、他の理由により生じる不自然さを排除するための策だとわかる。しかし、

- 〈同時的対比〉用法であっても主節述語句が動詞述語句に限られるということは申(2017)が言うように他動詞構文の特徴の保持と言える。さらに(ii)では、主節述語句「とった」がノラ節に置かれた場合に「だった」に変えられ(変更②)、また、「うちだけ」が「うちは」に変えられている(変更③)が、この変更の注記はない。本研究の立場からすると、変更された(i)(ii)は、〈クロマトロン方式をとった〉コトが既定事態、〈ソニー以外がシャドウマスク方式をとった〉コトが既定事態に反する後行する事態という支配的關係性がより明らかだと思われる。
- (6) ただし、この場合、ノラ節の中に「だけ」が用いられ主節事態の内容を発話時点で予告的に述べることとなり、その点も当該文の不自然さに関わっているだろう。
- (7) (5)のノラ節と主節とを入れ替えた例文も、申(2017)では以下のように変更されている。この点についての問題は注(5)を参照のこと。
- (i) 藤沢の小説では、五層の天守閣と立派になっているのを、実際の鶴ヶ岡城は平城として建てられている。(申(2017)(27)p.81)
- (8) 調査は2018年7月、東京の大学生32人(母語話者)に行った。
- (9) 調査後の聞き取り調査で、(20)(21)に不自然さを感じた理由は主節主語がガで示されハで示されていないことであった。

付記 本研究はJSPS科研費(16K02735)の研究成果の一部である。

例文出典

『本格』：有栖川有栖(2001)『本格ミステリ』本格ミステリ作家クラブ編、講談社

参考文献

- 天野みどり(2010)「現代語の接続助詞的なノラの文について－推論による拡張他動性の解釈－」『日本語文法』10:2, pp.76-92
- 天野みどり(2011)『日本語構文の意味と類推拡張』笠間書院
- 天野みどり(2014)「接続助詞的な「のが」の節の文」『日本語複文構文の研究』ひつじ書房, pp.25-54
- 天野みどり(2015a)「格助詞から接続助詞への拡張について－「が」「のが」「それが」－」『文章・談話研究と日本語教育の接点』くろしお出版, pp.99-118
- 天野みどり(2015b)「逸脱文の意味と推論」『日本語語用論フォーラム1』ひつじ書房, pp.101-122
- 天野みどり(2016a)「母語話者と非母語話者の逸脱文の意味解釈」『日本語文法研究のフロンティア』くろしお出版, pp.127-144
- 天野みどり(2016b)「逸脱的「それが」文の意味解釈」『日英対照 文法と語彙への統

- 合的アプローチ』開拓社, pp.320-342
- 加藤重広 (2006) 「二重ヲ格制約論」『北海道大学文学研究科紀要』 119, 北海道大学, pp.19-41
- 加藤重広 (2013) 『日本語統語特性論』北海道大学出版会
- 黒田成幸 (1999) 「主部内在関係節」(改訂版)『ことばの核と周縁 日本語と英語の間』くろしお出版, pp.27-103
- 佐藤琢三 (2005) 『自動詞文と他動詞文の意味論』笠間書院
- 申義植 (2017) 「複合助詞ノヲにおける格助詞用法と接続助詞用法の連続性について」『日本語文法』 17:1, pp.71-87
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』くろしお出版
- 中右実 (1981) 「変形と意味の原理」『英語青年』 127:7, pp.426-430
- 益岡隆志 (2013) 『日本語構文意味論』くろしお出版
- ウェスリー・ヤコブセン (1989) 「他動性とプロトタイプ論」久野暁・柴谷方良 (編)『日本語学の新展開』くろしお出版, pp.213-248
- レー・バン・クー (1988) 『「の」による文埋め込みの構造と表現の機能』くろしお出版
- Sweetser, Eve E. 著・澤田治美訳 (2000) 『認知意味論の展開 - 語源学から語用論まで』研究社, 東京. (Sweetser, Eve E. (1990) *From Etymology to Pragmatics: Metaphorical and Cultural Aspects of Semantic Structure*, Cambridge University Press, Cambridge.)